

令和7年度主任相談支援専門員養成研修開催要領

1 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について習得するとともに、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど地域の相談支援体制において中核的な役割を果たす相談支援専門員を養成する。

2 実施主体

島根県

3 開催日程等

日 程		期 日	実施方法及び会場
前期	1 日目	公開日～令和7年9月24日(水)	e ラーニング
	2 日目	令和7年10月8日(水)	島根県出雲合同庁舎 「702、703会議室」 (出雲市大津町1139)
	3 日目	令和7年10月9日(木)	
後期	4 日目	令和7年10月21日(火)	
	5 日目	令和7年10月22日(水)	

※e ラーニングの公開日は受講決定者へ別途通知します

4 受講対象者

以下①～③を全て満たす者であって、主任相談支援専門員として従事予定の事業所が所在する市町村から推薦を受けた者。

- ①島根県内の事業所に所属し、相談支援従事者現任研修の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、**通算して3年（36ヶ月）以上である者**（地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。）であり、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者
- ②以下（ア）～（ウ）のいずれかにあてはまる者
 - （ア）基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること
 - （イ）島根県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画または講義演習の講師として携わっていること
 - （ウ）その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者
- ③受講後、島根県・各圏域・市町村における相談支援従事者の人材育成に対し、研修の企画又は講義演習の講師等として協力ができる者
（相談支援従事者研修の演習ファシリテーター、研修検討委員会等の研修企画への参画等）

※他都道府県に所在する事業所（開設予定含む。）で従事する方は受講対象外です。

5 定員

24名

6 研修内容・時程

別紙カリキュラム参照

7 受講料等

- (1) 受講料は無料とします。
- (2) 受講にあたっては、以下のテキストが必要となるため、受講決定者は別紙「テキスト注文書」により、各自で必ず購入してください。

『改訂 障害者相談支援従事者研修テキスト(主任研修編)』
中央法規出版(株)令和6年4月発行

8 受講申込み ※別紙「申込フロー図」参照

(1) 提出書類	①受講申込書(様式1) ②実務経験申出書(様式2) ③合理的配慮の申出書(様式3) ※必要な場合のみ ④直近の現任研修又は主任研修の修了証の写し
(2) 提出期限	<u>令和7年7月18日(金) 必着 (当日消印有効)</u>
(3) 提出方法	電子メール、郵送又は持参
(4) 提出先	〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(島根県庁第二分庁舎1階) 島根県健康福祉部障がい福祉課 相談支援係 担当: 山根 TEL: 0852-22-6009 E-mail: yamane-takuya@pref.shimane.lg.jp

※様式は以下の島根県HPに掲載しているのでダウンロードして使用してください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/kennsyu-zigyousyamuke.html>

9 市町村への受講推薦依頼 ※別紙「申込フロー図」参照

本研修受講対象者は、市町村からの受講推薦書が必要であるため、県への必要書類の提出に併せて、受講申込書の写しと受講者推薦依頼書(様式4)を事業所が所在する各市町村障がい福祉担当課に必ず提出してください。

(1) 提出書類	①受講申込書(様式1)の写し ②受講推薦依頼書(様式4)
(2) 提出期限	<u>令和7年7月18日(金) 必着 (当日消印有効)</u>
(3) 提出方法	各市町村障がい福祉担当課へ確認してください
(4) 提出先	各市町村障がい福祉担当課 ※書類不達とならないために担当者を事前に確認のうえ提出してください

※受講推薦依頼に係る市町村への書類の提出は、新たに主任相談支援専門員資格を取得する者のみ必要であるため、既に主任相談支援専門員資格を有している者は市町村への書類の提出は不要です。

※様式は以下の島根県HPに掲載しているのでダウンロードして使用してください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/kennsyu-zigyousyamuke.html>

10 受講決定

- (1) 受講者は島根県健康福祉部障がい福祉課が選考のうえ、決定します。
- (2) 受講決定者には受講決定通知及び事前課題等の資料を送付します。

11 eラーニング

- (1) eラーニングのパスワード等の詳細は受講決定後に受講申込書に記載のメールアドレス宛に通知します。
- (2) eラーニングの視聴にあたっては以下の点に留意してください。

留意点	内 容
受講方法	・インターネット接続されたパソコンを利用して、視聴期間内に講義の動画をすべて視聴してください（倍速視聴禁止）。
視聴環境	・動画再生と音声出力ができるパソコン等を受講者自身で用意してください。 ・安定した通信回線を受講者自身で用意してください。 ・受講者自身が用意したパソコンで 사용할 ことができるメールアドレスを用意してください（受講者 1 人につき 1 アドレス）。
その他	・受講（視聴）状況は適宜事務局において確認します。未視聴の部分がある場合はそれ以後の研修は受講不可となります。

12 修了証書の交付

全ての日程を修了した者には島根県知事名の修了証書を交付します。

※1 科目でも欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は修了証書を発行しません。また、研修受講態度が著しく不良であったり、研修内容を理解していないと判断される場合は、修了証書の発行を行わないことがあります。

13 その他留意事項

- (1) 研修中の録画・録音は禁止です。
- (2) 発熱や体調不良の場合は参加を控えてください。
- (3) 令和8年度は、主任相談支援専門員養成研修の開催は予定しておりません。令和8年度に主任相談支援専門員養成研修の受講を予定していた方で、現時点で既に「4 受講対象者」の①～③の要件を満たしている方は、今年度の受講を検討してください。